

出水期における体制の確認

令和5年6月2日の大雨による被害状況(愛知県内の主な水害)

- 台風第2号周辺の暖かく湿った空気が本州付近に停滞する梅雨前線に向かって流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。
- 東部では2日夕方から夜のはじめ頃にかけて**線状降水帯が発生**し、特に**東三河北部と東三河南部を中心に**、降り始めからの総雨量(1日22時から3日5時)が多い所で**500ミリを超える大雨**となった。



■河川出水状況(県管理河川) ※1

- 岡崎市: 乙川、鉢地川、男川、広田川
- 幸田町: 広田川、尾浜川、赤川
- 田原市: 免々田川、汐川
- 豊橋市: 柳生川、梅田川
- 豊川市: 善光寺川、西古瀬川、佐奈川、古川
- 稲沢市: 三宅川
- 安城市: 半場川

■道路損壊: 49か所 ※2

- 豊田市12か所、新城市13か所、岡崎市6か所、西尾市1か所、豊橋市3か所、豊川市2か所、田原市3か所、東栄町2か所、設楽町3か所、豊根村2か所、蒲郡市2か所

■土砂崩れ: 39か所 ※2

- 岡崎市6か所、豊田市9か所、豊川市15か所、蒲郡市4か所、新城市3か所、設楽町2か所

■避難指示等の発令 ※2

- 緊急安全確保 : 豊橋市、豊川市
- 避難指示 : 蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、豊明市、岡崎市、碧南市、刈谷市、西尾市、豊田市
- 高齢者等避難開始: 東栄町、豊根村、小牧市、南知多町、美浜町、知立市、高浜市、幸田町、田原市

出典:

- ※1 水害統計ほか
- ※2 愛知県「6月2日大雨による被害情報について(第11報)」
- ※3 豊橋市「令和5年6月大雨の記録」
- ※4 豊川市「令和5年6月大雨災害検証報告書」
- ※5 岡崎市

令和6年度 県管理河川の水位状況について

○愛知県における洪水予報河川について、令和6年度の水位状況をまとめたものです。

●令和6年度における県管理河川の水位状況について【洪水予報河川】

圏域名	河川名	観測所名	発表日時		水位状況			発表者	ホットラインの 対象情報
					氾濫注意水位	氾濫警戒水位	氾濫危険水位		
庄内川・木曾川	日光川	戸苅	令和6年8月29日	14時50分	○			海部建設事務所	
矢作川	境川	泉田	令和6年8月31日	15時20分	○			知立建設事務所	
矢作川	境川	泉田	令和6年8月31日	15時40分	○			知立建設事務所	
矢作川	逢妻川	一ツ木逢妻川	令和6年8月31日	15時00分	○			知立建設事務所	
矢作川	逢妻川	一ツ木逢妻川	令和6年8月31日	15時20分	○			知立建設事務所	
矢作川	逢妻川	一ツ木逢妻川	令和6年8月31日	15時40分	○			知立建設事務所	

(参考) 令和6年度 発表回数 6回 (令和5年度 発表回数 13回)

令和6年度 県管理河川の水位状況について

○愛知県における水位周知河川について、令和6年度の水位状況をまとめたものです。

●令和6年度における県管理河川の水位状況について【水位周知河川】

圏域名	河川名	観測所名	発表日時		水位状況		発表者	ホットラインの 対象情報
					避難判断水位	氾濫危険水位		
豊川	柳生川	花田	令和6年6月28日	9時36分	○		東三河建設事務所	
豊川	梅田川	浜道	令和6年6月28日	9時45分	○		東三河建設事務所	
庄内川・木曽川	五条川（上流）	曾野	令和6年8月24日	23時15分	○		一宮建設事務所	
庄内川・木曽川	五条川（上流）	曾野	令和6年8月25日	0時05分		○	一宮建設事務所	○
豊川	柳生川	花田	令和6年8月27日	22時10分	○		東三河建設事務所	
豊川	柳生川	花田	令和6年8月31日	8時28分	○		東三河建設事務所	
豊川	柳生川	花田	令和6年8月31日	13時42分	○		東三河建設事務所	
豊川	柳生川	花田	令和6年8月31日	14時55分	○		東三河建設事務所	
矢作川	逢妻女川	千足	令和6年8月31日	13時12分	○		豊田加茂建設事務所	
矢作川	逢妻女川	千足	令和6年8月31日	13時25分		○	豊田加茂建設事務所	○
矢作川	籠川	京町	令和6年8月31日	14時00分	○		豊田加茂建設事務所	
豊川	梅田川	浜道	令和6年8月31日	15時11分	○		東三河建設事務所	
豊川	柳生川	花田	令和6年10月3日	17時05分	○		東三河建設事務所	
豊川	柳生川	花田	令和6年10月5日	21時50分	○		東三河建設事務所	
豊川	梅田川	浜道	令和6年10月5日	23時05分	○		東三河建設事務所	

(参考) 令和6年度 発表回数 15回 (令和5年度 発表回数 25回)

水防法 概要

【水防法の目的】

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(都道府県の水防責任)

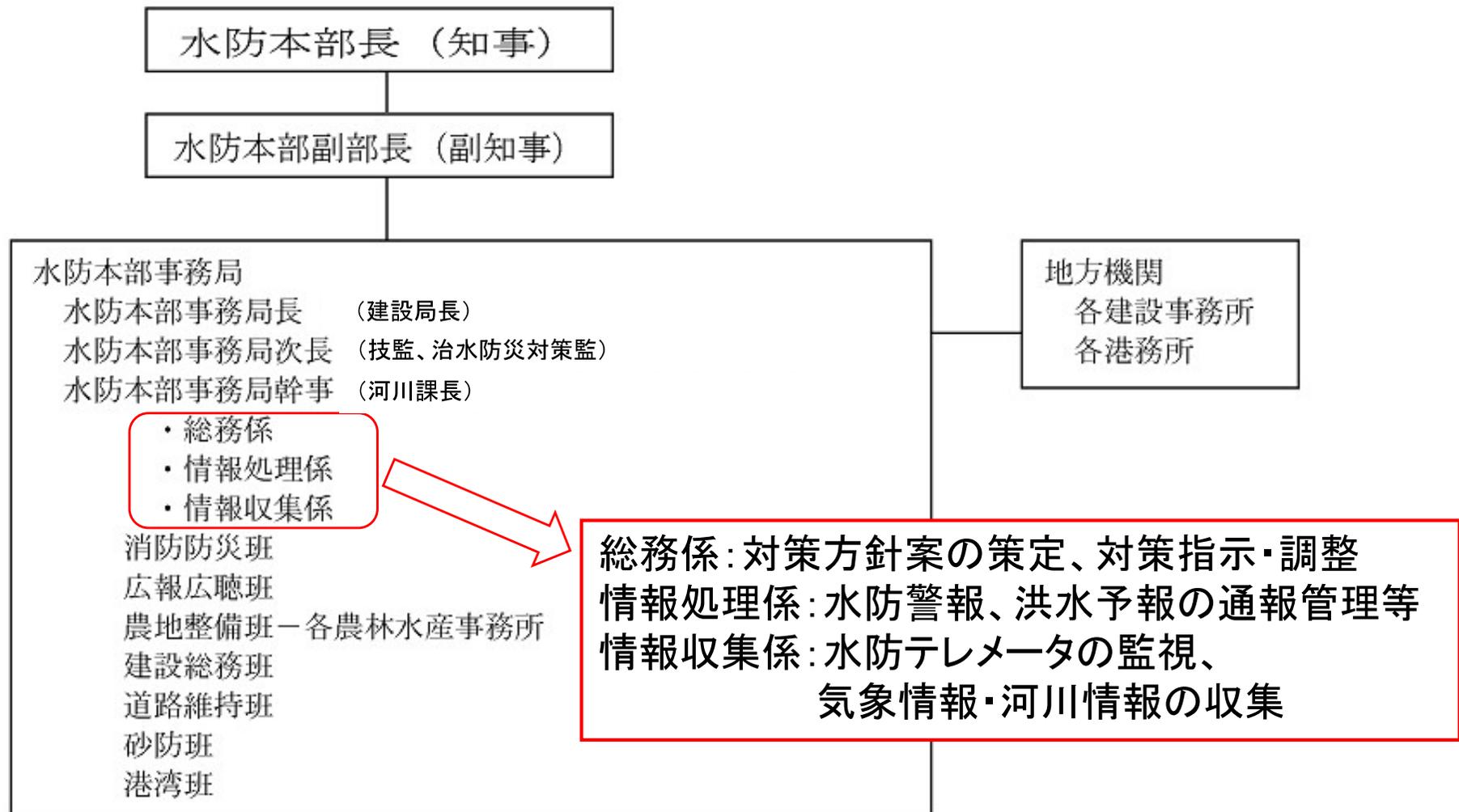
第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

水防の第一次責任は市町村等にあるが、水防の効果を発揮させるには、都道府県が広い立場に立って水防活動の調整を行う必要がある。

愛知県の防災体制(水防本部の組織)

○県水防本部組織図

県水防本部は、愛知県災害対策本部を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編成する**常設機関**。



○建設業者等との防災安全協定

建設業者、測量設計業者との協働

- ・ **防災安全協定(災害協定等)の締結(H13~)**
- ・ 土木研究会始め3団体と包括協定の締結
(H25.3.21)
- ・ 愛知県測量設計業協会始め3団体と協定の締結
(H23.3.25始め)

防災安全協定(河川)に基づく巡視を行う基準(建設業者)

- 巡視対象河川の水位が「出動水位」又は「出動水位相当」に達したとき、又は達したと予想されるとき
- 「高潮に関する水防警報(出動)」が発令されたとき
- 震度5弱以上の地震が発生したとき(時間外は自主的に巡視点検する)
- 津波の来襲があったとき
- 地震・豪雨等による被害が相当規模発生する恐れがあると所長が判断したとき

中部地方整備局と連携した防災体制

○中部地方整備局・管内5県3政令市・水資源機構・高速道路株式会社などと災害における包括協定

■協定締結

○協定締結日

令和2年3月26日

○協定締結者

中部地方整備局長、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、静岡市長、浜松市長、名古屋市市長、独立行政法人水資源機構中部支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、八王子支社長、金沢支社長、名古屋支社長、名古屋高速道路公社理事長、一般社団法人日本建設業連合会中部支部長

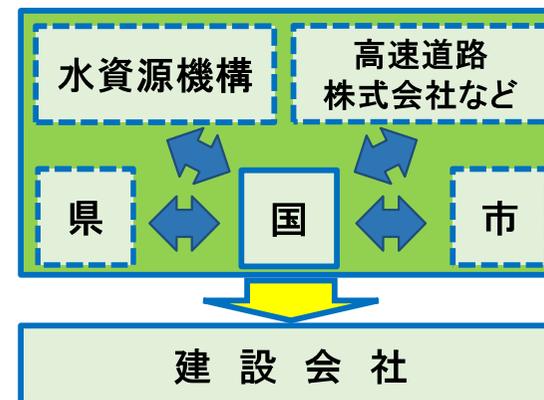
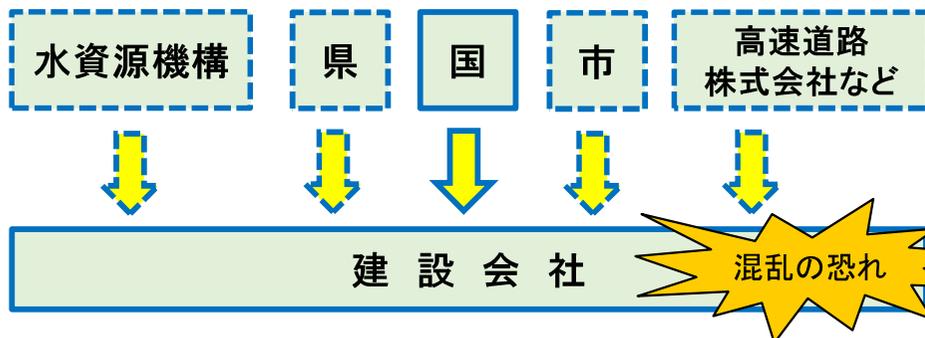
■特 徴

地震・大雨等の大規模な災害又は事故(そのまま放置すれば、直ちに災害につながるおそれがある場合に限る。)が発生した場合は、複数の県又は政令市にわたる甚大なものになることが想定される。その復旧、復興に当たっては全国的な技術力、資機材の調達など民間建設業の協力が不可欠となる。

これまでは国、県、市、水資源機構、高速道路株式会社などがそれぞれ建設会社の出動を要請していたが、このような大規模な広域災害時には中部地方整備局が県、政令市、水資源機構、高速道路株式会社などとの調整役となり、円滑に対応できるように令和2年3月26日付けで新しく協定を締結した。

(協定締結前)

(協定締結後)



(凡例)

↓ : 出動要請
↔ : 調整

水防活動の主な取組状況

川の防災情報の提供（重要水防箇所等の位置図）

県管理河川の重要水防箇所及び水防倉庫の位置図を愛知県ウェブサイトにて公表。

令和6年度 重要水防箇所図

ページID:0353087 掲載日:2024年8月7日更新  印刷ページ表示

新城設楽建設事務所管内

-  [新城市 \[PDFファイル/4.8MB\]](#)
-  [設楽町 \[PDFファイル/2.57MB\]](#)
-  [東栄町 \[PDFファイル/1.4MB\]](#)
-  [豊根村 \[PDFファイル/1.67MB\]](#)

東三河建設事務所管内

-  [豊橋市 \[PDFファイル/1.8MB\]](#)
-  [豊川市 \[PDFファイル/2.89MB\]](#)
-  [蒲郡市 \[PDFファイル/1.96MB\]](#)
-  [田原市 \[PDFファイル/1.57MB\]](#)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/jyuyousuiboukashozu.html>

県管理河川における越水などの情報共有について

【市町村の皆様へ】

○洪水時に住民などから県管理河川における越水などの通報がされた場合は、所管の建設事務所に電話で連絡をお願いします。

○市町村の水防計画には、連絡先として建設事務所を入れて下さい。

【建設事務所の皆様へ】

○建設事務所は河川課に連絡するとともに、市町村にも情報提供して下さい。

○巡視後は、「異常気象時における河川・海岸の緊急活動要綱」により、建設局長へ報告するとともに、市町村にも情報提供して下さい。

○あらかじめ市町村の防災担当課へ管内図（河川砂防図）を配布し、県の連絡先（昼夜）を知らせておいて下さい。

【参考】

水防法第25条には、「水防に関し、堤防その他の施設が決壊したときには、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。」とある。

また、逐条解説水防法には、「『決壊』とは、通常施設の効用を害する程度の損壊をいい、その物理的形体の全部又は一部の喪失を意味するが、本条においては、広義に解して、溢水及び異常な漏水の場合も含むと考えられる。」とある。

さらに、「『関係者』とは、知事、所轄警察署長、重大な影響を受けるべき他の水防管理団体又は市町村、付近の住民等をいう」とある。

水防法第9条にも、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときには管理者に連絡することとなっている。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 豊川圏域に係る取組方針

令和4年6月

(令和7年5月一部修正)

豊川圏域水防災協議会

目次

1. はじめに.....	1
2. 本協議会の構成員.....	3
3. 減災のための目標と取組方針.....	5
4. フォローアップ.....	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申では、「施設的能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとされている。この答申を踏まえて平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、令和 2 年度を目途に「水防災意識社会」を再構築する取組を行うこととした。

そのような中、平成 28 年の台風 10 号豪雨により岩手県の管理する小本川が氾濫し要配慮者施設で 9 名が亡くなるなど、県の管理する中小河川などにおいても浸水被害が頻発したことから、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県管理河川へ速やかに拡大する必要が生じた。

更に、平成 29 年 6 月 20 日には、これらの取組に関し、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下「緊急行動計画」という。）が取りまとめられた。

更に、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきとされ緊急行動計画が改定された。

豊川圏域は愛知県東部の拠点であり、昭和 34 年の洪水（伊勢湾台風）では、柳生川をはじめ、沿岸部において高潮による大きな被害を受けたほか、昭和 49 年の洪水においては、柳生川、音羽川等の河川が氾濫し、大きな被害が発生している。

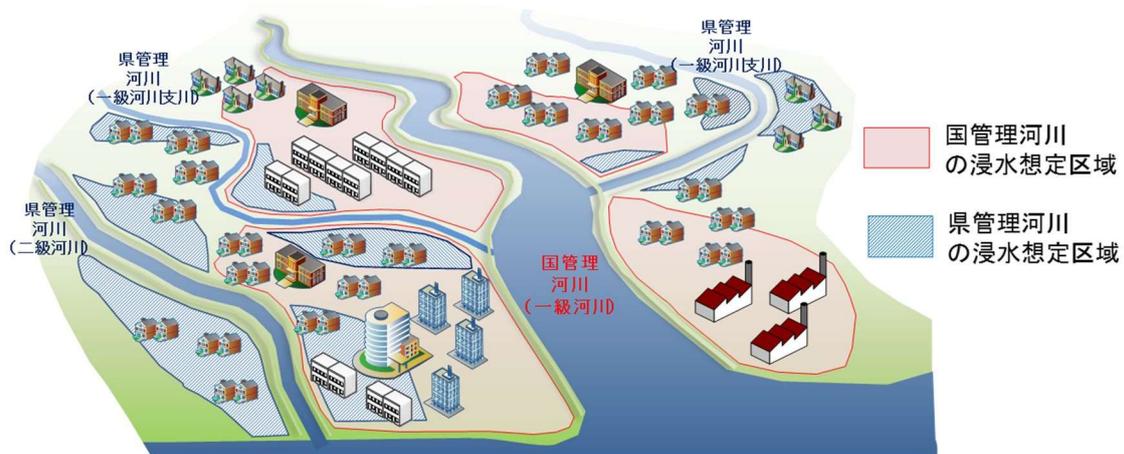
近年では、平成 20 年 8 月末豪雨において、柳生川での堤防からの越水により、住宅地が広範囲にわたって浸水し、大きな被害を受けている。

豊川圏域の県管理河川を対象として、地域の特徴と課題を踏まえ、関東・東北豪雨のような大規模な水害に対し減災を図るため、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、愛知県（防災安全局災害対策課、建設局河川課、東三河建設事務所、新城設楽建設事務所）、名古屋地方気象台、国土交通省中部地方整備局（豊橋河川事務所）が参画し、平成29年2月に「豊川圏域水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、概ね令和8年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今後その結果を「豊川圏域に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組むとともに、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

【本協議会設立の枠組み】



- ◆一級河川豊川（国管理区間）の浸水想定区域を基本に、県管理河川を加えた圏域で設定
- ◆想定される洪水ハザードに対する情報共有や避難行動など、本協議会の取り組むべき内容を検討するにあたり、関係する市町村等が極力分断されないよう圏域を設定。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員は、表1のとおりである。また、本協議会が対象とする河川は表2のとおりである。

表1 豊川圏域水防災協議会 会員一覧

	構成機関・役職
会長	愛知県 建設局 局長
副会長	愛知県 防災安全局 局長
会員	豊橋市 市長
会員	豊川市 市長
会員	蒲郡市 市長
会員	新城市 市長
会員	田原市 市長
会員	設楽町 町長
会員	東栄町 町長
会員	豊根村 村長
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 東三河建設事務所 所長
会員	愛知県 新城設楽建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方气象台 台長
会員	独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合事業部 部長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所長

表2 豊川圏域水防災協議会の対象河川一覧

水系名	河川名	水系名	河川名	水系名	河川名		
(一)天竜川	大千瀬川	(一)豊川	亀淵川	(二)境川	境川		
	大入川		海老川	(二)梅田川	梅田川 ○		
	古真立川		巴川		内張川		
	間黒川		島田川		西ノ川		
	小田川		当貝津川		浜田川		
	坂宇場川		栗島川		坪口川		
	東菌目川		田町川		落合川		
	御殿川		大島川		精進川		
	鴨山川		巴川		境川		
	河内川		菅沼川		半尻川		
	漆島川		(一)矢作川		黒瀬川	(二)柳生川	柳生川 ○
	豊川				中川		殿田川
朝倉川	名倉川	山中川					
内山川	黒田川	(二)佐奈川		佐奈川 ○			
神田川	(二)池尻川			池尻川	帯川		
三輪川	(二)精進川	精進川		(二)音羽川	音羽川 ○		
嵩山川	(二)天白川	天白川			白川		
善光寺川	(二)免々田川	免々田川			西古瀬川		
江川	(二)新堀川	新堀川			安藤川		
古川	(二)今堀川	今堀川			山陰川		
馬越川	(二)今池川	今池川			(二)御津川		御津川
間川	(二)汐川	汐川			(二)紫川		紫川
安川		清谷川	(二)西田川		西田川		
境川		庄司川			力川		
宇利川		宮川	(二)落合川		落合川		
野田川		青津川	(二)拾石川		拾石川		
大入川		大日川	合計 84河川				
宇連川	(二)蜷川	蜷川					
黄柳川	(二)紙田川	紙田川					

青字 (○) : 水位周知河川 (4河川)

【水位周知河川の指定日】

水位周知河川	
河川名	指定日
梅田川	平成19年6月1日
柳生川	平成19年6月1日
佐奈川	平成21年6月1日
音羽川	平成19年6月1日

3. 減災のための目標と取組方針

(1) 目標

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の水害において多数の孤立者が発生し、避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分にできなかったなどの課題が浮き彫りとなった。

当該洪水による堤防決壊は、現在の整備水準を上回る洪水により発生しており、今後も整備水準を上回る洪水がいつ・どこで発生してもおかしくない状況である。

そうした中、全国的に現状の河川的能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。

なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

以上のことから、豊川圏域における県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町村、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目標とする。

【本協議会の目標】



(2) 取組方針

現状の減災に係る取組状況を共有したうえで、令和8年度までに各構成員がハード・ソフト対策を一体的・計画的に実施する項目は、緊急行動計画に位置づけられている施策から選定するものとし、その結果を表3に示す。

さらに、緊急行動計画に位置づけられている施策から、本協議会において実施する事項を選定した施策の他、中小河川の特性を考慮し、「流域の対策」と「みずから守るプログラム」を位置づける。

特に、中小河川の中でも、上流域や流域が小さい河川においては雨の降り方により、急激に河川水位が上昇することから、避難完了までの必要な時間を確保することが困難な場合があることにも十分考慮し、地域の水害リスクに応じた防災教育の実施や「みずから守るプログラム」などの取組を実施していく。

また、豊川圏域は、豊川大臣管理区間の洪水浸水想定区域をベースに圏域を設定している。そこで、令和3年5月に豊川水防災サミットが策定した「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針と共通する取組の内、特に、水防活動のための取組については、洪水時に中小河川から大河川へ水防活動を移行しながら実施されることが想定される。

そこで、上流域・中流域・下流域など地域特性ごとに対応した取組が必要なことから、中小河川と大河川の特性を十分考慮して、各取組を実施していく。

【地域特性ごとに対応した取組の考え方】

地域特性	河川管理者	水防法の指定	集水面積	水位上昇速度	水害リスク	水害の頻度	水防活動開始までの時間	避難のための主な取組例
上流域			小	速い	小	大	短い	<p>【行政の公助は困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> みずから守るプログラム 土のう積みなどの水防活動 水位計・カメラの設置 水害危険性の周知 水害対応タイムライン ホットライン 広域避難の検討 <p>直轄河川との連携</p>
中流域			大	遅い	大	小	長い	
合流点 (二級河川は下流域)								
下流域								

表3 緊急行動計画と取組方針に位置づける施策

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 に位置づけられている施策	
円滑かつ迅速な避難のための取組	
①情報伝達、避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築） ・ 避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） ・ 水害危険性の周知促進 ・ ICTを活用した洪水情報の提供 ・ 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等 ・ ハザードマップの改良、周知、活用 ・ 浸水実績等の周知 ・ 防災教育の促進
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水予測や水位情報の提供の強化
被害軽減の取組	
①水防体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 ・ 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） ・ 水防訓練の充実
防災施設の整備等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） ・ 樋門・樋管等の施設の整備

〔 緊急行動計画から取組方針に位置づける項目は、本協議会にて取り組む必要
が生じた場合に、随時追加していくものとする。 〕

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの構築) 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時等に建設事務所長から市町村長に直接連絡する体制を導入（H29.6）した。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡体制を毎年出水期前に確認するとともに、運用を進めながら改善していく。 	引き続き実施	愛知県市町村
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン) 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町毎に水防計画や地域防災計画等に基づき避難指示等の判断をしている。 洪水予報河川、水位周知河川を対象に、水害対応タイムラインを作成した。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定後は、実際の洪水時や訓練など運用しながら改善していく。 	引き続き実施	愛知県市町村 気象台
水害危険性の周知促進	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川以外の河川において、想定最大規模の降雨による浸水予想図を作成し情報提供を行っている。 協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認している。 <p>今後の取組方針</p> <p>水位周知河川及び水害危険性を周知する河川の選定・検討を行う。</p>	引き続き実施 (拡充)	愛知県

上記表の「主な取組項目」の内、国管理河川の豊川水防災サミットが策定した「取組方針」に位置づけられている取組と類似する取組項目には、【○】を示している。また、目標時期の欄の記述の解説については、表4を参照のこと。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
ICT を活用した洪水情報の提供 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット「愛知県川の防災情報」により河川水位、潮位、雨量、カメラ画像等の情報を提供している。 大雨、洪水などの防災情報を「登録型防災情報メール」として配信している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等に対し分かりやすい洪水情報を提供していく。 	引き続き実施	愛知県市町村
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設管理者説明会を開催した。また、福祉部局主催の要配慮者利用施設管理者が集まる会議などに参加し、避難確保計画の作成の必要性について、説明している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域（洪水・高潮）の新たな指定等を含め、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を進めていく。 	引き続き実施（拡充）	愛知県市町村
みずから守るプログラムの活用 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。 	引き続き実施（拡充）	愛知県市町村

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川と水位周知河川について、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定し、公表している。 ・想定最大規模の高潮による高潮浸水想定区域を指定し、公表している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水及び高潮の浸水想定区域図の周知をしていく。 ・洪水予報河川や水位周知河川以外の河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定・公表をおこなない、水害リスク情報の空白地帯の解消を図っていく。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県
ハザードマップの改良、周知、活用 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川と水位周知河川の洪水浸水想定区域や、浸水予想図公表河川、高潮浸水想定区域等を対象に、ハザードマップを作成し、公表している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模に対応したハザードマップ（洪水・高潮）を作成・周知していく。作成にあたっては、ユニバーサルデザインにも配慮していく。 	引き続き実施 (拡充)	市町村
浸水実績等の周知 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水実績図を作成してウェブサイト等で公表している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な浸水被害が発生した場合、浸水実績図を作成・周知していく。さらに、浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知していく。 	引き続き実施	愛知県市町村

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標 時期	取組 機関
防災教育の促進 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請に応じて出前講座等を行っている。 授業の中で水害教育を行うとともに、小中学校の学習指導要領（H29.3改定）に自然災害に関する内容が充実された。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前講座等をより多くの団体に活用してもらえるよう促進していく。 小学生や保護者を対象とした「マイ・タイムライン」作成支援ツールを活用し、学校等へ普及拡大していく。 	引き続 き実施	愛知県 市町村 気象台
(再掲) みずから守る プログラムの 活用 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。 	引き続 き実施 (拡充)	愛知県 市町村

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
<p>洪水予測や水位情報の提供の強化</p> <p>【○】</p>	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位計、CCTV カメラ等によって河川を監視している。 ・ 水位計は、1 時間ごとや1 0 分ごとの水位をインターネットにより提供している。 ・ 河川監視用カメラは、河川の状況を動画や静止画により画像情報をインターネットにより提供している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村等が設置した水位計・監視カメラと情報提供について連携を図るとともに、水位計及び監視用カメラについて、配置計画やテレメータシステムの機器の拡充（欠測対策やシステムへのアクセス向上など）を検討し、整備を実施していく。 	<p>引き続き実施 (拡充)</p>	<p>愛知県 市町村</p>

2) 被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、水防資機材の保有状況の確認を行っている。 ・毎年、重要水防箇所を始め河川管理施設や河川占用施設の巡視・点検等を行っている。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村が連携して水防資機材の保有状況の確認を行っていくとともに、重要水防箇所の適切な巡視・点検等を行っていく。 	引き続き実施	愛知県市町村
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者と水防団等の情報共有を行っている。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村が連携して水防団等の情報共有を行っていく。 	引き続き実施	愛知県市町村
水防訓練の充実 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、関係機関や住民等の参加により水防訓練を実施している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より実践的な水防訓練となるよう、引き続き実施していく。 	引き続き実施	愛知県市町村

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
堤防等河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策) 【○】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現状の取組状況</div> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に基づき河道掘削等や河道内及び河川構造物の維持管理を実施している。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">今後の取組方針</div> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に基づき河道整備等を実施していく。 ・さらに、現況河道の流下能力を最大限活用するために、堆積土砂・雑木等の除去を実施していく。 	引き続き実施	愛知県
樋門・樋管等の施設の整備 【○】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現状の取組状況</div> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次あいち地震対策アクションプランあいち防災アクションプランに位置づけた樋門等の耐震対策、自動閉鎖化及び、老朽化対策を実施している。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">今後の取組方針</div> <ul style="list-style-type: none"> ・樋門等の耐震対策、自動閉鎖化及び老朽化対策を実施していく。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
流域の対策	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川への流出を抑制する雨水貯留施設の整備や維持管理を実施している。 ・ 開発行為に伴う流出抑制対策の指導を行うとともに、開発に伴い設置した調節池の既存施設の維持管理を実施している。 ・ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の管理及び保全に取り組んでいる。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設の整備や既存施設の適切な維持管理を実施していく。 (流域市町村が実施する貯留施設整備) など ・ 開発行為に伴う流出抑制対策に関する指導や、既存施設の維持管理を実施していく。 ・ ため池の適正な管理及び保全に取り組んでいく。 	引き続き実施	愛知県市町村

表4 目標時期の記述内容に関する解説

目標時期の 記述内容	記述内容の解説
引き続き実施	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、引き続き実施する取組
引き続き実施 （拡充）	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、近年の大規模水害を受け新たな視点を踏まえるなど取組が拡充され、引き続き実施する取組。

4. フォローアップ

各構成員の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うとともに、「豊川水防災サミット」とも連携しながら進めていく。

【フォローアップのイメージ】

